

「パートナーシップ構築宣言」

当所は、サプライチェーンの取引先の取引事業者や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引事業者を通じてその先の取引事業者に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引事業者との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引事業者のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 取引事業者へのビジネスマッチング支援、新規事業創出支援、事業承継支援、事業継続支援、デジタル化支援等に取り組む。
- b. 各種専門家と協力し、取引事業者が抱える経営課題解決を支援する。
- c. 行政や各関係機関・企業と連携し、取引事業者の脱炭素化を推進する。
- d. 取引事業者へ健康経営に関する情報提供を行う。

2. 「振興基準」の遵守

取引事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引事業者とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、取引先と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、取引先の適正な利益を含み、取引先における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

代金は現金で支払います。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引事業者も働き方改革に対応できるよう、取引事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、取引事業者に一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

健全な企業間取引を推奨し、事業者の連携・共存共栄を構築することにより、地域商工業者の発展に寄与します。

令和6年6月10日

長崎商工会議所

会頭 森 拓二郎